

## 令和3年度 箱根町予算・政策に関する要望について

### 【企業支援】

項 目	理 由
1. 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について	<p>当所が4月9日付け、5月25日付けで提出した緊急要望書について、迅速な対応をしていただきました。感謝申し上げます。引き続き地元中小企業・小規模事業者の経営継続を図ることが急務でありますことから、地域経済維持のための更なる支援策について、次のとおり重ねて要望いたします。</p> <p>1. 落ち込んだ需要を回復させるための支援を 行政で計画されている事業の前倒し発注をお願いするとともに、発注にあたっては、地元事業者を優先していただけるよう要望いたします。</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症収束後の新たなスタイルによる販売促進、誘客宣伝の支援を コロナ収束後の復興支援策として、事業者が行う販促活動をはじめ、商店街や各種団体等が行う販促活動（イベント、商談会、展示会など）や誘客宣伝活動（キャンペーンなど）に対して、格段の予算措置を要望いたします。</p>
2. 持続可能な中小企業のための支援施策について	<p>当所では、改正小規模支援法により、小規模事業者による意欲的取組みを支援するため、市場分析、経営分析、事業計画策定、販路拡大などを通じて、小規模事業者に寄り添い伴走型で支援していくことが求められておりますが、多様化・高度化する中小企業のニーズに対応するためには、経営指導力の充実が必要です。</p> <p>事業者がポストコロナの中、小田原・箱根地域で継続的に事業をおこなっていくためにも、企業体力を強化し、経営改善し、良い形でスムーズに事業承継していくことが必要です。つきましては、下記項目についてご支援賜るよう要望いたします。</p> <p>1. 当所への安定的・継続的な予算措置 少数精鋭で多様なニーズに対応できる指導員の指導力向上を図っていくためにも、今後の補助金措置においては、商工会議所が行う中小企業支援活動に支障をきたさないよう、また、より充実した支援ができるよう安定的・継続的な予算措置を要望いたします。</p>

	<p>2. マル経融資の利子補給制度の創設</p> <p>経営改善を目的とした、「小規模事業者経営改善資金（マル経資金）」（貸付限度額2,000万円、無担保・無保証人・低利）について、当所では積極的に事業者を活用していただき、県内でも利用件数、金額ともに上位を占め、コロナ禍の今年度においては、第一四半期で、すでに昨年度一年間の推薦件数とほぼ同数の件数を政府系金融機関である、日本政策金融公庫より実行していただいております。</p> <p>つきましては、ポストコロナの中、早急に経営改善を図り、県内他市町以上に事業継続し易い箱根に向かうためにも、小規模事業者経営改善資金（マル経資金）への利子補給制度の創設の検討を引き続き要望いたします。</p> <p>3. 事業承継マッチング事業への支援</p> <p>企業体力の弱い中小・小規模事業者の経営改善を図り、持続可能な経営力を身に付けていくための支援とあわせて、さまざまな事業承継に対応するため、「神奈川県事業承継ネットワーク」の活用や、当所をはじめ、さがみ信用金庫、横浜銀行、日本政策金融公庫、東京地方税理士会小田原支部にて立ち上げた「小田原箱根事業承継マッチング事業～襷をつなぐ～」を運営し、事業継続支援に力を注いでおります。</p> <p>そのような中、当所でも事業の周知に関しても尽力しておりますが、事業者の経営課題に対する事業承継の位置づけは低位であり、承継がスムーズに行われていない課題があります。</p> <p>つきましては、箱根町においても、管内事業所数を維持するため、事業者に向けて事業承継の制度周知についてご支援賜りたく要望いたします。</p>
<p>3. 公共工事に係る地元業者受注機会の確保について</p>	<p>現在、箱根町における公共工事は、令和元年度の箱根町入札案件40件中、町内事業所の落札が39件となっております。地元業者の優先発注に格段の配慮をいただいております。</p> <p>町内の企業が工事等を受注することで、行政が投資した資金が地域内で循環して地域経済の活性化と地元企業の育成につながっていくものと認識しております。地域インフラの安定的な整備・維持管理を行う「地域の守り手」として、担い手を確保し、生産性の向上を図り、その社会的使命を継続していくためには、事業量の安定</p>

	<p>的・継続的な確保が重要であります。</p> <p>つきましては、今後ともできる限り地元業者が受注できるような取組を継続して推進いただきますよう要望いたします。</p>
4. 法人税町民税均等割の減免について	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの企業が影響を受け、今後もこの影響は続くものと思われま。</p> <p>法人税町民税の均等割は、売上や利益に関係なく発生する税であり、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、企業にとっては重くのしかかるものであります。</p> <p>法人税町民税の均等割について、来年度の支払い減免措置を要望いたします。</p>

### 【気候変動】

項 目	理 由
5. 気候変動対応での連携について	<p>気候変動は、豪雨や台風、猛暑など自然災害をもたらし、事業者にとっても事業を継続する上で直接的なリスクとなっております。</p> <p>このような中、当所、箱根町および小田原市の行政・議会・自治会は、気候が非常事態にあることを共有し、パートナーシップにより行動を起こしていくことを目的に「小田原箱根 気候変動対策ワナチーム宣言」の宣言をするべく準備を進めております。</p> <p>また、当所では、気候変動への取り組みが事業者にとって必要不可欠になるという認識の元、啓発はもとより、事業者による具体的な行動を促し、支援するため、タスクフォースを設置しております。</p> <p>宣言をきっかけとして、今後、気候変動への取り組みを行うにあたっては、より一層の連携をお願いするとともに、箱根町において気候変動に関する取り組みをされる際には、タスクフォースから意見聴取するなど、積極的な活用をしていただきますよう、要望いたします。</p> <p>また、当所が啓発等にあたって具体的な事業を実施する際には、補助金等の支援をしていただきますよう、併せて要望いたします。</p>

### 【観光振興】

項 目	理 由
6. 観光振興に対する支援	<p>1. 新たな時代の観光ビジョンの策定について</p> <p>当地域の観光関連事業者は新型コロナウイルスの影響により著しく疲弊しております。そのようななか、観光振興を推進することは必要ですが、観光客に安心して楽</p>

	<p>しんでいただくためには、単に数を追う誘客に重点を置いた施策のみでは観光の復興は見込めないと考えます。この状況に対応するため、コロナ禍において新たな発想を取り入れた施策を用いつつ、質の高い観光を提供することが望まれます。</p> <p>つきましては、現在の観光戦略ビジョンを見直しいただき新たな時代に対応した観光戦略ビジョンの策定を要望するとともに、策定にあたっては、町・DMO・商工会議所・関連団体が議論を重ねることを併せて要望いたします。</p> <p>2. 屋外観光の魅力充実について</p> <p>新型コロナウイルス感染症が納まるにつれ、観光地への需要は少しずつ高まって来ると思われますが、行動範囲や移動に対しては未だ消極的な状況が見受けられます。</p> <p>箱根は自然環境に大変恵まれています。ぜひ、屋外での体験や魅力を充実させて商圈から誘客を図れるよう要望いたします。</p> <p>具体的な要望として、以下の2点を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 駒ヶ岳の登山道（遊歩道）を整備し、トレッキングができるようにしていただきたい。</li> <li>2. 芦ノ湖を一周できるようにし、連泊の楽しみやイベントの誘致ができるようにしていただきたい。</li> </ol> <p>3. 箱根湯本駅前公衆トイレのリニューアルについて</p> <p>箱根湯本は、箱根の玄関口として多くの観光客が訪れており、その箱根湯本駅前の地下トイレは、利用頻度が非常に高いのにも関わらず、観光客を迎え入れる施設とは言いがたいものになっております。</p> <p>この度、令和2年度予算において、地下トイレの設計予算を計上いただいていることは承知しております。</p> <p>しかし、箱根の玄関口として多くの観光客を迎え入れる施設として、箱根湯本駅前公衆トイレは重要であることから、設計の方向性を踏まえ、改修のための予算措置をいただき、早期の改修工事をしていただきますよう要望いたします。</p>
--	--

## 【防災関連】

項 目	理 由
7. 町内における防災対策について	大規模自然災害は、近年気候変動の影響により常態化しております。当地域も多大な影響を受けており、今後

は災害は訪れるものとして対策を講じていただきたく、下記の通り要望いたします。

### 1. 災害時の外国語対応について

箱根町には、多くの外国人観光客が訪れ安全安心を含めた質の高い観光地づくりを目指すとともに、国内外から更なる観光客の誘客を図るためにも、緊急時の情報提供は重要であります。

そのためにも、外国語での緊急時町内放送について、タイムリーな情報提供を箱根全地域で早急に対応していただきますよう引き続き要望いたします。

加えて、観光庁が監修している、外国人向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」を活用して、外国人旅行客が安心して旅行ができるように、町内各所において、本アプリの周知強化を検討していただきますよう要望いたします。

### 2. 防災生活幹線道路の整備について

足柄幹線林道は林業等従事者のみが使用できる道路と位置付けられておりますが、生活道として町民も利用しており、また災害時には小田原と箱根を結ぶ国道1号線の迂回道路としての重要な役割を担うものと想定されます。

昨年当所では都市と交通基盤の観点から県西地域の未来を考える「みらいの道シンポジウム」を開催し、経済や観光、防災という観点からも道路整備の必要性を再認識いたしました。道路ネットワークの多重化により、地域孤立リスクの低減を図ることができることから、足柄幹線林道が大きな災害にも耐えうるようハード面を強化し、安全を担保した道路になるよう引き続き神奈川県に更なる働きかけを要望いたします。

### 3. 災害時における退避場所としての行政施設駐車場の提供について

2019年10月に発生した台風第19号は、箱根町内及び小田原市内の事業所に甚大な被害をもたらしました。近年は集中豪雨により想定外のスピードで浸水が進むことから、バス・トラックなどの水没被害も全国各地で発生しております。

つきましては、災害時には行政の施設の駐車場の一部をバス・トラック等の退避場所として提供することで、

	<p>物流機能の確保と町民の移動手段となる路線バスの車両被災を避けるなどの非常時の対策を検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>4. 箱根の総合的な雪害対策について</p> <p>箱根は、数年おきに大雪が発生し観光や生活に大きな被害が出ております。</p> <p>電車やバスを待ち、さらには目的地まで徒歩で向かおうとする観光客の姿、ノーマルタイヤで立ち往生する車両、車の乗り捨てや、樹木の倒壊があり、それにより思うように除雪が進まない状況など、交通事業者、道路管理者、警察、観光事業者等にとっても、まだまだ問題が山積みの状況であります。</p> <p>箱根町では、その都度、情報収集や調整に努めているという事ではありますが、雪害対策の課題について、それぞれの関係者が単独で検討するのではなく、箱根町が中心となり一同の場に集まり議論を重ね、必要な対策を講じていただくことを要望いたします。</p>
--	--

## 【まちづくり】

項 目	理 由
<p>8. 箱根湯本滝通り及び旧道(県道湯本・元箱根線)道幅拡張について</p>	<p>湯本の滝通りには、多くの観光客の乗用車やシャトルバス、さらには、旧道を経由して滝通りの途中まで大型バスが通行しております。</p> <p>しかしながら、旧道及び滝通りともに、数ヶ所に道幅が狭く、車の行き違いができずに渋滞が発生するなど、観光客のアクセスに支障をきたしております。</p> <p>また、歩行者が多いにもかかわらず、道幅が狭いため歩行者の安全性についても問題がある状況となっております。</p> <p>この度、箱根町にて、旧KKR緑風荘跡地を取得され、協議会を設立し、滝通りのあり方について検討を進めていただいているとのことですので、観光客の安全性確保と渋滞緩和につながるよう、引き続き、道路拡張用地の取得や県への働きかけなど、継続的に道幅の拡張に向け、整備推進していただきますようお願いいたします。</p>
<p>9. 空き家対策について</p>	<p>1. 空き家バンク周知の推進</p> <p>箱根町におかれましては、町内の空き家等の有効活用と定住人口の増加を目的とした空き家バンクの利用促進を図るために、平成30年10月から空き家バンク登録物件を対象としたリフォーム補助制度の対象範囲を賃貸に</p>

	<p>も広げたほか、補助額も対象額の2分の1（上限50万円）に増額されました。この施策が活力あるまちづくりの促進につながりますよう、更なる空き家バンクの周知を要望いたします。</p> <p>2. 既存建築ストックの有効活用</p> <p>国は建築基準法の一部を改正する法律を平成30年6月27日に公布しました。戸建て住宅から特殊建築物（例：福祉施設・商業施設・宿泊施設等）への用途変更の際に、床面積200㎡までであれば確認申請が不要となりました。空き家活用の促進のため、既存建築物をそれ以外の用途に変更して活用することが社会的にも求められている現状ですので、耐震診断や耐震改修にかかる費用に対する助成のみならず、既存建築ストックの有効活用に向けた取組みを一層図っていただきたいと思います。</p>
--	--

## 【地域資源】

項 目	理 由
10. 小田原・箱根木製品の販路開拓事業等の継続支援について	<p>当所では（一社）箱根物産連合会と連携して、小田原・箱根地域の伝統工芸である小田原漆器、小田原木製品、箱根寄木細工・木象嵌を神奈川県内はもとより各地域の展示会、イベント等へ積極的に参加しPR活動を行ってきております。</p> <p>平成27年3月から、既存の「木製品フェア」に代わり「木・技・匠の祭典」イベントを2年に1度開催し、限られた予算ながらも木の温もりと文化に触れる機会を提供しております。</p> <p>また、（一社）箱根物産連合会が伝統工芸品の店「WAZA屋」と小田原箱根地域の木製品の店「TAKUMI館」を営業し、木製品の販売、若手職人の作品の展示・販売を行うなど木工業者の製品アピールの場や若手の育成指導、販路の開拓、木製品の情報発信に努めております。</p> <p>つきましては、神奈川県の名産100選にも指定されている「箱根寄木細工・木象嵌」、「小田原漆器」、「小田原木製品」、など次世代に継承していくためにも、箱根町が包括連携協定を締結されたセブンイレブン、ファミリーマートへ更なる地場製品のPRや販路拡大策を働きかけていただきたく要望いたします。</p>